

# 令和5・6年度「地域課題の解決を目指すモデル公民館等プロジェクト事業」

## 公募要領

令和5年5月22日

奈良県公民館連絡協議会

### 1 事業名

地域課題の解決を目指すモデル公民館等プロジェクト事業

### 2 事業の趣旨

人口減少や少子高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会経済環境の変化を受け、今後、わが国においては、地域住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められるとともに、地域固有の魅力や特色を改めて見つめ直し、その維持発展に取り組むことが期待されている。奈良県においても、地域が自らの発想で特色をもったまちづくりを進めることにより、地域コミュニティの再構成、活性化を図る必要がある。

本事業では、地域の活動拠点として大きな役割を果たしてきた公民館等社会教育施設を中心に、社会教育行政担当部局等の行政組織、教育機関、NPO法人など多様な主体と連携しながら地域課題解決に取り組み、社会教育施設及び地域コミュニティの活性化につなげることを目的とした実践研究を委託実施する。また、その研究成果を、他の公民館等社会教育施設における地域課題解決のためのモデルとして共有し、県内各地の地域活動の活性化を図ることとする。

### 3 事業内容

公民館等社会教育施設を中心として地域の喫緊の課題を解決することで、地域コミュニティの再構成、活性化を図ることを目的とした取組であることを念頭に、事業の採択を行うものとする。

なお、本事業は、先進的な取組が実践されるまでのプロセスを考慮して、2年間で実施することを想定しており、事業計画に当たっては、2年間の計画を行うものとする。

### 4 委託先

県内市町村公民館等社会教育施設

### 5 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から当該年度の3月15日までとする。

2年目の契約については、事業実績及び翌年度の事業計画を基に審査を行い、事業の継続を判断するものとする。その際、契約の締結は年度ごとに行うものとする。

### 6 採択数及び委託額

県内の意欲ある公民館等社会教育施設1～2館を採択する。委託費の額については、初年度は10万円を上限とし、2年間で20万円を上限とする。

### 7 事業実施計画書の提出方法等

## (1) 提出書類

- ①事業申請書（別添1）
- ②事業計画書（別添2）
- ③経費計画書（別添3-1、3-2）

## (2) 書類作成上の留意点

- ・用紙サイズはA4判とすること。
- ・別添様式の作成に当たっては、電子ファイルでの作成を基本とする。
- ・事業計画書については、別紙を添付することも可能とするが、別紙も含め、全体で5ページ以内に収めること。また、別紙を添付する場合は、A4サイズで作成すること。
- ・経費計画書は初年度（別添3-1）と次年度（別添3-2）に分けて作成すること。

## (3) 提出方法

作成した各様式については電子メールにて提出すること（押印不要）。提出にあたっては、以下に示す事項に注意すること。

- ・Word、Excel 等にて作成した別添様式ファイルを電子メールに添付の上、(4)に示すメールアドレスまで送信すること。
- ・メールの件名は「【機関名】地域課題の解決を目指すモデル公民館等プロジェクト事業計画書」とすること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・奈良県公民館連絡協議会事務局担当者の受領メールの確認をもって、提出完了とする。

## (4) 提出先及び公募に関する問い合わせ先

奈良県公民館連絡協議会事務局 担当：上嶋

（奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課内）

TEL：0742-27-8018

FAX：0742-23-8609

E-mail：uejima-yasuhiko@office.pref.nara.lg.jp

## (5) 提出締切

令和5年6月21日（水）

## (6) その他

事業計画書等の作成費用については、提案者の負担とする。また、提出された事業計画書等については、返却しない。

## 8 選定方法等

### (1) 選定方法

奈良県公民館連絡協議会に設置された選考委員会において、提出された事業計画書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切な計画であると認めた場合、当該公民館等社会教育施設に対し事業の委託を決定する。

### (2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり

### (3) 選定結果の通知

選定終了後、速やかにすべての申請者に審査結果を通知する。

### (4) 条件付採択

選定において条件を満たさない項目があった場合、条件付き採択となる場合がある。その際は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業申請書、事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

## 9 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書及び経費計画書等の内容を勘案して決定するので、申請者の提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

## 10 スケジュール

公募開始	: 令和5年5月22日(月)
公募締切	: 令和5年6月21日(水)
審査・選定	: 7月上旬
契約締結	: 7月下旬(予定)
契約期間	: 契約締結日から令和6年3月15日まで

## 11 その他

- (1) 事業に係る事項については、委託要領等によるものとする。
- (2) 事業実施に当たっては、契約書を遵守すること。